

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱

大 分 県

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用について必要な事項を定めることにより、農薬による被害の防止と環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する農薬をいう。
- (2) 「ゴルフ場」とは、芝を有し、野外に設置されたホールを有するゴルフ場をいう。
- (3) 「事業者」とは、県内に設置されたゴルフ場を経営し、又は管理運営している者をいう。

(登録農薬の使用)

第3条 事業者は、病虫害防除及び除草等に使用する薬剤については、法第3条及び第34条の規定により登録された農薬を使用するものとする。

(表示事項の遵守)

第4条 事業者は、農薬の使用にあたっては、法第16条に規定する適用病虫害の範囲及び使用方法並びに貯蔵上又は使用上の注意事項等を遵守するものとする。

(被害の防止及び環境の保全)

第5条 事業者は、農薬の使用にあたっては、気象、地形等の環境条件を十分考慮し、農薬散布従事者、ゴルフ場従業者、利用者、周辺住民、周辺環境等に被害を及ぼさないよう、十分な防止対策を講じるものとする。

2 事業者は、耕種的防除に努めるとともに、病虫害の発生状況等に十分留意し、必要最小限の農薬を使用するものとする。なお、農薬の使用に際しては、低毒性農薬を優先するものとする。

(農薬管理責任者の設置)

第6条 事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理のために農薬管理責任者を置き、様式1号により知事に報告するものとする。また、内容に変更を生じたときも同様とする。

2 事業者は、農薬管理責任者を設置する場合、県が認定する農薬指導士に認定された者から選任するように努めるものとする。

(農薬使用状況等の記録及び報告)

第7条 事業者は、農薬の使用状況等について記録簿等により記帳し、3年間保存するものとする。

2 事業者は、毎年度、年間の農薬使用状況等について様式2号及び3号により翌年度の4月末日までに、知事に報告するものとする。

3 知事は、前項の規定による報告のほか、必要に応じて事業者から報告を求めることができるものとする。

(農薬の購入及び防除の委託)

第8条 事業者は、農薬を購入するときは、法第3条の規定による登録を受けた製造者若しくは輸入者又は法第17条の規定による届出を行った販売者から購入するものとする。

2 事業者は、農薬を使用する防除等を他人に委託するときは、受託者に対し、法を遵守して防除等を実施するように指導するものとする。

(農薬の適正な保管管理等)

第9条 事業者は、農薬の保管、管理にあたっては、専用の保管庫等を設けて、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止し、適正な保管管理を行うものとする。また、使い残した農薬、空容器等は適正に処理するものとする。

2 事業者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物又は劇物に該当する農薬を保管する場合、施錠できる専用の保管庫等を設置し、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」の表示をするものとする。

(研修会等への参加)

第10条 事業者は、農薬管理責任者等を県や団体の行う研修会、講習会等に積極的に参加させ、農薬管理責任者の資質の向上に努めるものとする。

(水質の測定等)

第11条 事業者は、ゴルフ場において使用する主要な農薬について、農薬の使用量が多い時期に、排水口又は調整池において農薬の種類ごとに年間2回以上、その濃度を測定し、その結果の記録を3年間保存するものとする。

2 事業者は、調整池等において魚類の飼育等を行い、水質の監視に努めるものとする。

3 知事は、第1項で規定する調査結果について、必要に応じ事業者から報告を求めることができるものとする。

4 事業者は、ゴルフ場の排出水中の農薬濃度が水濁指針値又は水産指針値を超えたとき、排水口の下流水域に取水口を有する水道水中の農薬類が水質管理目標設定項目の目標値を超えたとき等の場合には、知事の指導を受けて、農薬の使用に関し必要な措置を講じるものとする。

(農薬による事故等の報告)

第12条 事業者は、農薬による事故が発生したとき、又は、発生するおそれがあると認められるときは、直ちに知事及びその他の関係機関に報告するとともに、その原因を究明し適切な措置を講じるものとする。

(立ち入り検査)

第13条 知事は、必要に応じ関係職員に、農薬の使用状況、帳簿等必要な物件を検査させるとともに、必要な場所に立ち入らせることができるものとする。また、事業者は、立ち入り調査等の実施

に協力するものとする。

(市町村との連携)

第14条 知事は、農薬の安全使用に関する必要な資料を市町村長へ提供するなど、市町村との連携を密にするものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(様式1号)

選任
ゴルフ場農薬管理責任者 報告書
変更

年 月 日

大分県知事 殿

ゴルフ場の名称

ゴルフ場の所在地

代表者氏名

電話番号

メールアドレス

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱第6条の規定により、農薬管理責任者を 選任
したもので下記のとおり報告します。
変更

記

1 農薬管理責任者

職名	氏名	備考

2 選任(変更)年月日

年 月 日

3 履歴書(別添)

(様式 2 号)

年度農薬使用実績報告書

年 月 日

大分県知事

殿

ゴルフ場の名称

ゴルフ場の所在地

代表者氏名

電話番号

メールアドレス

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱第 7 条の規定により、別添のとおり報告します。

(様式 3 号)

年度農薬使用実績報告添付書類

1 農薬管理責任者氏名

2 ゴルフ場の規模等

① ホール数 _____ H

② 総面積 _____ m²

内訳

グリーン _____ m²

樹林地 _____ m²

ティーグラウンド _____ m²

その他 _____ m²

フェアウェイ _____ m²

(建物、駐車場等)

ラフ _____ m²

3 防除上の問題点等について (防除上困難な病虫害、雑草等)

(別添)

年度 農薬使用実績報告書

調査対象期間

年4月から

年3月まで

ゴルフ場名

記入者氏名

散布対象場所	使用時期	使用農薬名	対象病虫害名等	希釈倍数	薬液散布水量 (kg・L)	散布面積 (m ²)	使用農薬量 (kg・L)	防除方法	降雨の有・無	購入先	備考

参考 1a= 100m² 1ha= 100a
10a=1000m² 1ha=10000m²

* 注意事項

- 1 散布対象場所〔グリーン、ラフ、フェアウェイ、ティー、樹木、その他施設（駐車場等）〕ごとに別様とする。
- 2 グリーン及びその他芝等に同時に散布した場合は、重複しないよう別々に記入する。
- 3 使用農薬名は商品名を、剤型を含めて記入する。（例：〇〇〇（水）、×××（粒））
- 4 対象病虫害名等には、主なものを記入し、生長調整剤等は「芝の生育促進」のように、その使用目的を記入する。
- 5 薬液散布水量は、液剤、水和剤の場合は農薬を水で希釈した薬液量（薬剤そのものの量ではない）を記入する。なお、粒剤の場合は、農薬量とする。
- 6 粒剤の希釈倍数は、空欄でよい。
- 7 使用農薬量は、散布した農薬の、希釈前の薬剤そのものの使用量を記入する。
- 8 防除方法は、散布、かん注、塗布等と記入する。
- 9 「降雨の有無」は、散布を中心に前後2日まで降った場合を「有」とし、2日前、1日前、当日（散布後）、当日（散布前）、1日後、2日後のいずれかを記入する。
- 10 スポット処理の場合も散布面積を記入する。
- 11 農薬でない着色料等は記入する必要はない。